

# みえの縁むすびサポート企業 募集要項

## 1 目的

結婚を希望する独身従業員の出会い・結婚を応援する取組を実施する企業・団体「みえの縁むすびサポート企業」（以下「サポート企業」という。）の登録を推進し、その活動を通じて、結婚を希望する方に多様な出会いの機会を創出します。

## 2 登録要件

- (1) 三重県内に本社または営業所がある企業・団体等であること。  
※企業・団体の内部組織単位（支店、部署等）での登録も可能です。
- (2) 社内の担当者である「職場サポーター」を選任すること。  
※「職場サポーター」を複数名設置していただくことも可能です。
- (3) 職場サポーターが「みえの縁むすびサポート企業セミナー」を受講すること。
- (4) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でないこと。
- (5) その他重大な法令違反がないこと。

## 3 サポート企業の役割

サポート企業は、社内の担当者である「職場サポーター」を配置し、次の取組を通じて、従業員の出会いをサポートしていただきます。

- (1) みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）が提供する出会いイベント等の情報を希望者へ周知する。
- (2) センターが主催する「サポート企業交流会」に参加し、登録企業間で情報交換を行う。
- (3) センターと連携して複数の企業・団体間での出会いの機会の創出に取り組み、自社従業員に対して周知する。

## 4 申請方法

下記の専用フォームから申請いただくか、「みえの縁むすびサポート企業登録申請書」をメール・郵送で下記「8 問い合わせ先」へご提出ください。後日、センターより「みえの縁むすびサポート企業セミナー」に関する日程調整のメールをお送りさせていただきますので、調整のうえ、ご参加をお願いいたします。

【専用申請フォーム】<https://forms.gle/cdVGq9Pro8cJRC417>

## 5 活動にあたっての留意事項

- (1) 結婚する、しないは個人の自由であり、一人ひとりの思いや考えを尊重することが大前提となります。個々の価値観等を尊重いただき、価値観の押し付けや、結婚を希望しない方等への強要とならないよう、十分にご配慮をお願いします。
- (2) 個人情報の不適切な収集や漏えいを行わないようご注意をお願いします。
- (3) サポート企業および職場サポーターとしての活動上のトラブルについては、各自が責任

をもって対応してください。

## 6 登録の取消

登録内容に虚偽が判明した場合や、下記に該当する場合は、登録を取り消します。登録が取り消しとなった場合は、すみやかに認定証のほか、職場サポーターのガイドブック等を返却していただきます。

- (1) 2に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) サポート企業および職場サポーターの地位を利用し、個人情報の不適切な収集、漏えい及び不正利用を行った、または行おうとした場合
- (3) その他、サポート企業としてふさわしくないと県が判断した場合

## 7 その他

- (1) サポート企業に登録された場合、みえ出逢いサポートセンターのホームページ等で広く周知します。
- (2) 登録後、サポート企業の認定証のほか、県の結婚支援事業に関する資料や職場サポーター向けガイドブック等を交付します。
- (3) サポート企業および職場サポーターの情報は、三重県とみえ出逢いサポートセンター、市町の結婚支援担当課で共有させていただきます。なお、サポート企業の活動の支援など、本事業以外で利用することはありません。
- (4) サポート企業の登録期間は、登録した年度の年度末までとなります。登録期間の更新や職場サポーターの変更については、対象事業者等に別途ご案内します。

## 8 問い合わせ先

みえ出逢いサポートセンター

三重県四日市市安島 1-3-31 トナリエ四日市 4 階（株式会社デルタスタジオ内）

電話 059-355-1322 メール info@deai-mie.jp

【南勢サテライト】 三重県伊勢市船江 1 丁目 471-1 ミタス伊勢内

電話 0596-21-1522 メール info@deai-mie.jp

※本事業は、三重県からの委託により、株式会社デルタスタジオが実施します。